

○防衛省仕様書原案及び海上自衛隊仕様書の様式及び記載要領について（通知）

平成 8 年 1 月 19 日
海幕装備第 240 号

改正 平成 18 年 6 月 20 日 海幕装需第 4030 号

平成 19 年 1 月 9 日 海幕装需第 129 号

海上幕僚監部装備部長から各部隊の長・各機関の長あて

防衛省仕様書原案及び海上自衛隊仕様書の様式及び記載要領について（通知）
標記について、下記によることとされたので通知する。

記

1 防衛省仕様書原案の様式及び記載要領
別添による。

2 海上自衛隊仕様書の様式及び記載要領

海上自衛隊の装備品等の標準化に関する達（昭和 44 年海上自衛隊達第 8 号）第 9 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、防衛省仕様書の原案及び記載要領を準用するほか、別冊のとおりとする。

なお、防衛庁仕様書原案及び海上自衛隊仕様書の様式及び記載要領について（通知）（海幕補第 1633 号。44. 3. 20）は、廃止する。